

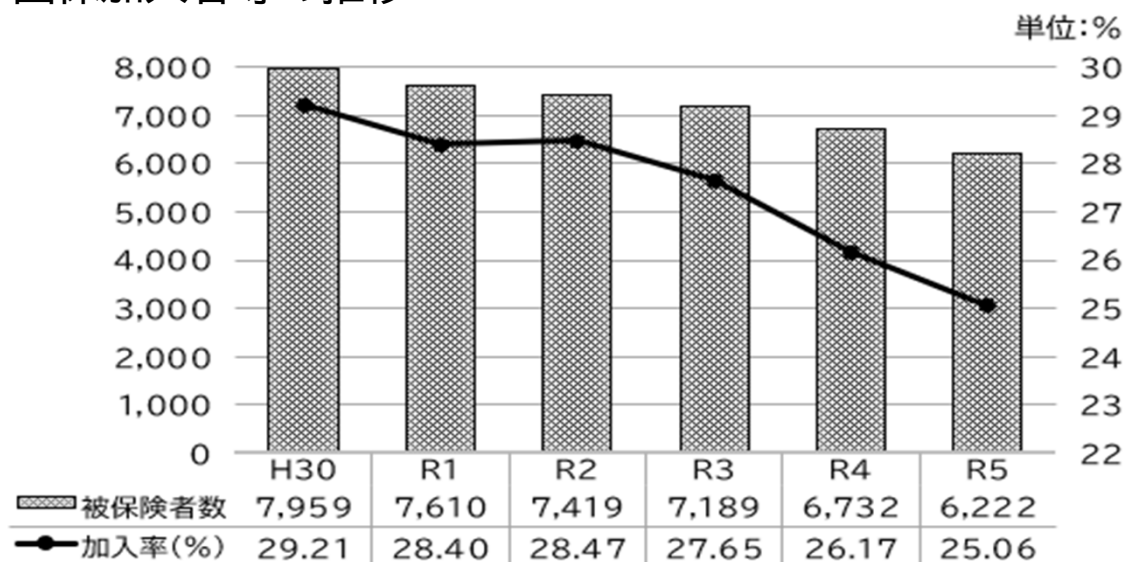
国民健康保険税の税率等を改定します

- 被保険者の皆さまのご理解をお願いいたします -

壱岐市の国民健康保険は、平成30年度に税率等の改定を行って以降、令和元年度から歳出(支出)が歳入(収入)を上回る財政状況でしたが、コロナ禍における社会情勢の不安定などで景気が低迷しており、被保険者皆さまの社会生活への影響を少なくするため、基金を活用することで、税率等を据え置いてきました。

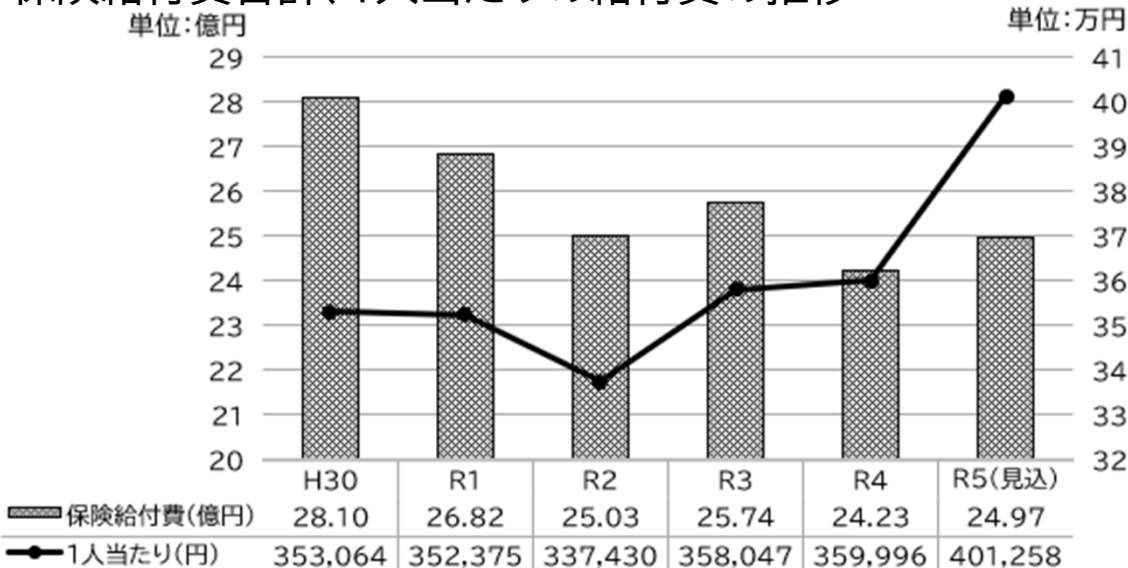
しかし、医療の高度化などにより1人当たりの医療費が増加している一方で、被保険者数の減少による保険税収入の減少などの状況から、基金が減少し厳しい財政状況となっています。

国保加入者等の推移



人口減少や高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行、社会保険適用拡大などの影響で、被保険者は年々減少しています。令和6年度は6,000人をきる見込みです。

保険給付費合計、1人当たりの給付費の推移



医療の高度化、被保険者の高齢割合の増加などにより1人当たりの保険給付費は年々増加しています。保険給付費の増加を抑えるには、健診受診による健康管理が有効です。

うら面に続きます

国民健康保険は、被保険者皆さまからの国民健康保険税と、国・県・市の交付金・繰入金によって運営しています。今後も安心して医療を受けられるよう、安定した国保財政を運営していくために、令和6年度からの国民健康保険税の税率等を改定します。

被保険者の皆さまのご理解をお願いします。

税率等の改定について

税率等の改定内容は次のとおりです。

上段：改定後税率等、下段：増減

項目	所得割額(率)	均等割額	平等割額
①基礎課税額 (医療分)	8.50% 0.3%増	22,100円 400円減	21,600円 700円減
②後期高齢者支援金等 課税額 (支援金分)	3.70% 0.74%増	9,800円 1,600円増	9,300円 1,300円増
③介護納付金課税額 (介護分)	3.00% 0.64%増	11,000円 1,300円増	7,300円 2,500円増

※介護分は、40歳～64歳の方に課税されます。65歳以上の方は、介護保険料として別に納付いただくことになります。

所得による軽減区分に該当する世帯の方は、均等割額・平等割額が減額され、未就学児の軽減に該当する世帯の方は、医療分・支援金分の均等割額が減額されます。
詳しくは、同封の「国民健康保険税の課税明細書の見方と計算例」をご覧ください。

被保険者証(保険証)に関するお知らせ

7月末までに、新しい保険証（令和6年8月1日から来年7月31日まで有効）を世帯主の方あてに郵送します。受け取り後、必ず開封し内容の確認をお願いします。
有効期限が切れた保険証は使用できませんので、適切に廃棄するか、市役所までお持ちください。

△ご注意ください！ 今年の12月2日以降、紙の保険証は発行されません。マイナ保険証受付に対応した病院・歯科医院、薬局では、負担割合・限度額区分が確認できるマイナ保険証をご利用ください。

■ マイナ保険証を利用する際は、マイナンバーカードに保険証の紐づけが必要です。

保険証・保険給付に関する連絡先 保険課 国保担当 0920-45-1157